

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央区役所 防煙垂れ壁（シャッター）修繕工事

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

区役所1階フロア（住民情報、保険年金）にある防煙垂れ壁（2ヶ所）については、消防点検において、ワイヤーの摩耗、レリーズ不良が指摘されており、ワイヤー及びレリーズの交換・修繕をしないと、次回、垂れ壁を降した場合、引き上げられないことから、この部分の交換・修繕を行い、従前通り自動で開閉できるように、次の点検（来年度）までに直しておく必要があるため修繕を行うものである。

防煙垂れ壁は、東洋シャッター株式会社製であり、ワイヤー及びレリーズを交換し、自動で開閉できるよう修繕するには、防煙垂れ壁の製造元である東洋シャッター株式会社しかできないため、東洋シャッター株式会社と特名随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号 06-6267-9625）